

資料No.1-4

財政運営関係指標

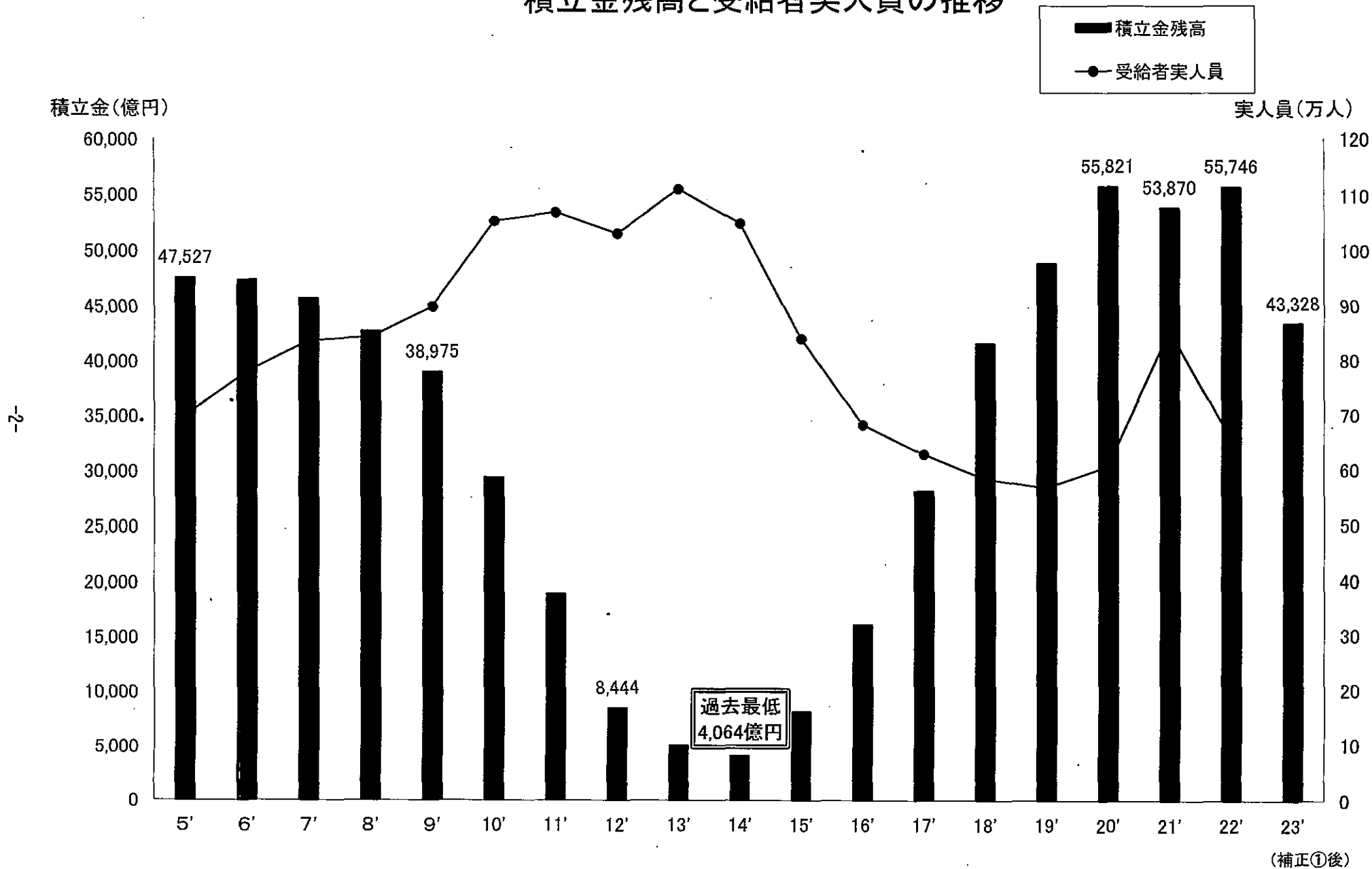
失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 補正①後予算
収入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	20,467	21,439
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	17,858	18,670
うち失業等給付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	710	2,147
うち求職者支援に係る 国庫負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	173
支出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	18,221	26,057
うち失業等給付費	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	16,616	23,238
うち就職支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	665
差引剰余	2,061	▲199	▲1,628	▲2,944	▲3,780	▲9,621	▲10,489	▲10,421	▲3,445	▲934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲1,973	2,246	▲4,618
積立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	55,746	43,328

- (注) 1. 23年度補正①後の「支出」には、予備費(970億円)が計上されている。
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。
 3. 22年度及び23年度補正①後予算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ370億円、7,800億円が減額されている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移



雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円、%)

	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度
	予算	決算	補正後予算	決算	補正後予算	決算	補正後予算	決算	補正後予算
収 入	4,861	5,168	5,184	5,230	5,199	5,022	10,039	5,925	13,492
支 出	3,563	3,195 89.7%	5,962	5,649 94.8%	11,992	10,235 85.3%	12,420	7,078 57.0%	15,735
差 引 剩 余	1,298	1,972	▲ 778	▲ 419	▲ 6,793	▲ 5,212	▲ 2,381	▲ 1,153	▲ 2,243
安 定 資 金 残 高		10,679		10,260		5,048		3,895	1,652

- (注) 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度：44億円、平成20年度：19億円、平成21年度：8億円、平成22年度：6億円、平成23年度補正①後：4億円が計上されている。
2. 23年度の「支出」には、予備費(420億円)が計上されている。
3. 22年度及び23年度の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22' 決算：370億円、23' 当初予算：500億円、23' 補正①後：7,800億円)が含まれている。
4. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例) 賃金日額の下限額: 「2,000円」→「2,320円」に引上げ ⇨ 基本手当日額: 「1,600円」→「1,856円」

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

- ・給付日数を1/3以上残して就職した場合: 給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))
- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合: 給付率30%→50%(同上)→60%(同上)

② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

2. 保険料率の改定 (労働保険徴収法)

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ

- ・平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

[注:平成23年度の保険料率は、現行制度の下限である「1.2%」(告示)]

3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

施行日:平成23年8月1日(2は平成24年4月1日、3は公布日)

公布日:平成23年5月20日